

## 公共施設の利用再開における新型コロナウイルス感染症予防のための基本指針

本指針は、公共施設の利用の再開にあたり、新型コロナウイルス感染症予防のため、「新しい生活様式」を踏まえて、各施設において当面の間実施すべき基本的な感染防止対策を整理したものである。

### 第1 屋内施設

#### 1 施設管理者が行うべき感染防止のための基本的事項

- (1) 3つの密（密閉空間 密集場所 密接場面）を避ける。
- (2) こまめな換気
- (3) ソーシャルディスタンスの確保
- (4) 消毒設備の設置
- (5) 職員等の手指消毒の徹底
- (6) 利用者への注意喚起の掲示
- (7) ドアノブや備品等の不特定多数が接触する部分の消毒
- (8) 利用人数・利用時間の制限

#### 2 利用者が遵守すべき事項

- (1) 体調不良の場合は利用しない。
- (2) 利用前後の手指消毒・手洗いの励行
- (3) マスクの着用と咳エチケットの徹底
- (4) ソーシャルディスタンスの確保
- (5) 利用時間は極力短くすること。
- (6) その他国が示す「新しい生活様式」の実践

### 第2 屋外施設

#### 1 施設管理者が行うべき感染防止のための基本的事項

- (1) 3つの密（密閉空間 密集場所 密接場面）を避ける。
- (2) ソーシャルディスタンスの確保
- (3) 利用時の手指消毒の徹底
- (4) 利用者への注意喚起の掲示
- (5) 利用人数・利用時間の制限

#### 2 利用者が遵守すべき事項

- (1) 体調不良の場合は利用しない。
- (2) 利用前後の手指消毒の徹底

- (3) 運動時以外のマスクの着用と咳エチケットの徹底
- (4) ソーシャルディスタンスの確保
- (5) 遊具を使った後の手洗い等の励行
- (6) 利用時間は極力短くすること。
- (7) その他国が示す「新しい生活様式」の実践

なお、上記の感染防止対策は基本的な事項を定めたものであり、各施設の利用形態に応じて必要な対策を追加して講じるものとする。その場合、施設ごとの感染防止対策の設定にあたっては、内閣官房ホームページ内の「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」に掲載されている各業種別ガイドラインを参考とされたい。